

# 【 使用料支払い方法 詳細 】

## 1.保健センター窓口払い（平日のみ）

○現金払いのみ

○**支払時間**：8:30～17:15

○**主な対象者**：平日使用者(夜間以外)、平日夜間・土日祝日使用者で後日払いでも可能な方

※**原則、使用日当日払い**。平日夜間・土日祝日使用者は、後日払いも可

（当日支払が無理な方は前払いでも可）

## 2.納付書払い

○納付指定機関は手数料**無料**

### ※納付指定機関

- ・山陰合同銀行
- ・島根県農業協同組合
- ・島根益田信用組合
- ・島根銀行
- ・西中国信用金庫
- ・日本海信用金庫
- ・中国労働金庫
- ・山口銀行
- ・漁業協同組合 JF しまね

○**支払期限**：使用日から1ヶ月の間（請求書により期日指定）

○**主な対象者**：窓口払いができない方で、かつ上記納付指定機関を利用できる方

## 3.益田市指定口座振込み

○**ATM 不可**（銀行窓口のみ）

○**手数料**：**有料**

○**支払期限**：使用日から1ヶ月の間（請求書により期日指定）

○**主な対象者**：窓口払い、納付書払いができない方

### 《支払別簡易表》

支払方法	手数料	その他
窓口払		
納付書払	無	
口座振込	有	ATM 不可